

# 参 考 资 料



( 写 )

平成18年2月9日

豊島区長

高野之夫様

豊島区基本構想審議会

会長 森田 朗

## 答 申

平成14年9月20日、貴職より本審議会に諮問された事項について、調査・審議を重ねた結果、このたび豊島区基本計画についての結論を得たので、ここに答申いたします。

なお、審議会としては、答申にあたり、下記の二点について意見を申し添えます。

### 記

- 1 「新規重要事業(公共施設の再構築を含む)」については、答申が示す基本方針に従い、区長の責任で基本計画に盛り込んだ上で策定すること。なお、「新規重要事業」についても、パブリック・コメントを実施されたい。
- 2 政策相互間の連携に基づく、総合的・効果的な施策展開を促すため、「新たな地域経営の方針」に基づき、基本計画の実施計画として位置づける「行財政改革プラン」のなかで、戦略的・横断的な施策展開の内容を明らかにされたい。

## 豊島区基本構想審議会委員名簿

職	氏名	区分	役職等
会長	森田 朗	学識経験者	東京大学公共政策大学院院長
委員	金井 利之		東京大学大学院法学政治学研究科法学部助教授
〃	岸井 隆幸		日本大学理工学部教授
〃	坂本 和彦		東京音楽大学オーケストラ講師
〃	渋谷 秀樹		立教大学大学院法務研究科教授
〃	恒吉 僚子		東京大学大学院教育学研究科助教授
〃	宮崎 牧子		大正大学人間学部助教授
〃	本橋 弘隆		区議会議員
〃	中田 兵衛	豊島区議会議員(平成17年6月まで)	
〃	木下 広	豊島区議会議員	
〃	小林 俊史	豊島区議会議員	
〃	小林 ひろみ	豊島区議会議員	
〃	吉田 敬	豊島区議会議員(平成17年6月より)	
〃	四阿 知子	区内に住所又は 勤務先を有する 者	公募
〃	伊藤 榮洪		教師
〃	粕谷 一希		評論家
〃	高橋 明宏		公募
〃	西沢 健		環境・工業デザイナー(平成15年7月まで)
〃	三井 菜摘		公募
〃	水島 正彦	区職員	助役
〃	今村 勝行		収入役
〃	二ノ宮 富枝		教育長(平成16年12月まで)
〃	日高 芳一		教育長(平成16年12月より)

(敬称略)

注1.豊島区基本計画に関わる委員を掲載。

注2.原則50音順、区議会議員は議席順。

## 豊島区基本構想審議会 審議経過

開催日	会議	審議内容
平成15年 7月 7日	第 9 回	・基本計画の体系について ・基本構想審議会の部会設置及び今後のスケジュールについて
平成15年 7月23日	第10回	・新基本計画の体系と分野について ・各分野別計画の策定状況 ・人口フレームについて
平成15年12月10日	第11回	・新基本計画の政策・施策の体系について ・財政フレームについて
平成16年 1月22日	第12回	・新基本計画の政策・施策の体系について
平成16年 3月 4日	第13回	・新基本計画の政策・施策の体系について
平成16年 4月12日	第14回	・第13回審議会案に対する修正について
平成16年 5月12日	第15回	・会長・部会長調整案について
平成16年 6月 7日	第16回	・全ての体系に共通する指針「2. 新たな区政運営システムの確立」について
平成16年11月 4日	第17回	・新たな基本計画策定の考え方について
平成16年12月20日	第18回	・新たな基本計画策定の考え方について
平成17年 6月16日	第19回	・新たな基本計画の策定方針について ・計画事業の選定について
平成17年 7月20日	第20回	・計画事業の選定を含む分野別計画(素案)について ・基本計画体系の修正について ・重点施策の選定について
平成17年10月28日	第21回	・「施策の方向」の修正について(小委員会報告) ・「重点施策」の選定について(小委員会報告) ・「成果指標」の選定について(小委員会報告) ・「新たな地域経営の方針」について(小委員会報告) ・今後の審議会運営について ・「新規重要事業」(「公共施設の再構築」を含む)の取り扱いについて
平成17年11月18日	第22回	・「成果指標」の選定について(小委員会報告) ・「新たな地域経営の方針」について(小委員会報告) ・今後の審議会運営について
平成17年12月16日	第23回	・豊島区基本計画(素案)について
平成18年 2月 9日	第24回	・パブリックコメントの実施結果と修正について ・答申について

注. 豊島区基本計画に関する会議を掲載。

### 豊島区基本構想審議会 第1部会(福祉、教育、子育て、コミュニティ)

開催日	会議	審議内容
平成15年 9月10日	第 1 回	・新基本計画の分野別体系 ・体系①「すべての人が地域と共に生きていけるまち」
平成15年 9月19日	第 2 回	・新基本計画の分野別体系 ・体系①「すべての人が地域と共に生きていけるまち」
平成15年10月10日	第 3 回	・新基本計画の分野別体系 ・体系①「すべての人が地域と共に生きていけるまち」
平成15年10月24日	第 4 回	・政策、施策、事務事業一覧 ・「地域における教育」「男女共同参画社会の実現」
平成15年11月20日	第 5 回	・新基本計画の分野別体系
平成16年 7月21日	第 6 回	・としま戦略プラン

豊島区基本構想審議会 第2部会（環境、安全、まちづくり、賑わい、文化）

開催日	会議	審議内容
平成15年 9月 2日	第 1 回	・新基本計画の分野別体系 ・体系④「みどりのネットワークを形成する環境のまち」
平成15年 9月22日	第 2 回	・体系④「みどりのネットワークを形成する環境のまち」 ・体系⑤「人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち」
平成15年10月14日	第 3 回	・体系⑤「人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち」
平成15年10月23日	第 4 回	・体系⑤「人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち」
平成15年10月28日	第 5 回	・体系⑥「魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち」 ・体系⑦「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち」
平成15年11月18日	第 6 回	・政策・施策体系部会案
平成16年 7月22日	第 7 回	・としま戦略プラン

計画事業選定小委員会

開催日	会議	審議内容
平成17年 1月 28日	第 1 回	計画事業選定小委員会の進め方について
平成17年 2月 2日	第 2 回	評価方法について
平成17年 3月 4日	第 3 回	計画事業選定小委員会の進め方について
平成17年 5月 27日	第 4 回	・計画事業の選定について ・今後のスケジュールについて
平成17年 6月 2日	第 5 回	・計画事業の選定について ・政策・施策の重点化について ・その他(体系修正案について)
平成17年 6月 10日	第 6 回	・計画事業の選定について ・施策の重点化について ・基本構想審議会への報告について
平成17年 7月 8日	第 7 回	・計画事業の選定について ・基本計画体系の課題について ・施策の重点化について
平成17年 7月 15日	第 8 回	・基本計画体系の修正について ・重点施策の選定について ・計画事業の選定を含む分野別計画(素案)について
平成17年 9月 30日	第 9 回	・分野別計画 (1)施策の方向の修正について (2)重点施策の選定について (3)成果指標の選定について ・政策レベルでの重点の設定について ・「としま戦略プラン」について
平成17年10月 6日	第 10 回	・分野別計画 (1)施策の方向の修正について (2)成果指標の選定について ・新たな地域経営の方針について
平成17年10月 12日	第 11 回	・成果指標の選定について ・新たな地域経営の方針について
平成17年11月 11日	第 12 回	・成果指標の選定について ・新たな地域経営の方針(修正案)について ・審議会委員の意見について

(写)

諮 問 第 1 号  
平成 14 年 9 月 20 日

東京都豊島区基本構想審議会  
会 長 森 田 朗 様

豊 島 区 長  
高 野 之 夫

東京都豊島区基本構想審議会条例第 2 条に基づき、下記事項について諮問する。

記

豊島区基本構想及び、これに基づく基本計画の策定について

# 豊島区基本構想審議会条例

## (平成14年7月9日 条例第22号)

### (設置)

第1条 東京都豊島区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として、東京都豊島区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議して答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区議会議員 5人以内
- (3) 東京都豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 6人以内
- (4) 区職員 3人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときに満了する。

### (会長の設置及び権限)

- 第5条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

### (定足数及び表決数)

第7条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

- 第8条 審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の委員及び部会長は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

### (意見の聴取)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

### (委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

### 附 則(抄)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。